

令和 年 月 日

# 埋蔵文化財確認調査承諾書

(あて先) 鶴ヶ島市教育委員会教育長

土地所有者 住 所  
氏 名(会社名) ④  
TEL

裏面【確認調査について】【留意事項】等の内容について承知したので、下記の土地において、鶴ヶ島市教育委員会が埋蔵文化財にかかる確認調査を実施することを承諾します。

## 記

### 1. 確認調査地の地番・地目及び面積

| 地 番  | 地 目 | 面 積 (㎡) |
|------|-----|---------|
| 鶴ヶ島市 |     |         |

※地目が農地(田・畑等)の場合、事前協議が必要となるため、当承諾書及び添付書類の内容を農業委員会と共有します。また、調査開始までに2週間程度の期間を要します。

### 2. 土木工事の目的及び期間

| 土木工事の目的 | 土木工事予定期間      |
|---------|---------------|
|         | 年 月 日 ~ 年 月 日 |

### 3. 確認調査依頼者(代理人)

住 所  
氏 名(会社名) ④  
TEL

### 4. 添付書類

- ・公図写・位置図及び案内図(場所が明確にわかる図面、縮尺が正しい図面)
- ・埋設物の配置図(水道管等の埋設物がある場合)
- ・工事等の概要を示す図面(配置図、基礎断面図)
- ・(代理人が提出する場合) 委任状の写し

※裏面【確認調査について】【留意事項】をご熟読ください。

### 【確認調査について】

- ・確認調査地に、重機や人力により 2～4m 程度の間隔に 1 本の割合でトレンチ（溝）を設定し掘削します。また、トレンチ内で遺構等が検出された場合、必要に応じて拡張します。
- ・トレンチの掘削深度は関東ローム層（赤土）までを基本としますが、場所によりローム層までの深さが異なります。
- ・埋め戻しは、掘削した重機や人力により転圧しながら行います。
- ・悪天候等の理由により、確認調査を順延する場合があります。

### 【留意事項】

- ・確認調査は原則として更地になった状態で実施します。解体予定の既存建物やアスファルト、農作物等がある場合は、確認調査の当日までに撤去を済ませてください。ただし、樹木がある場合は抜根をすると遺構等が破壊される恐れがあるため、対応については鶴ヶ島市教育委員会と協議してください。
- ・トレンチ内から掘り出した土にガラや礫等の混入物があった場合、可能なものは除去しますが、その他についてはトレンチへ埋め戻します。すべて除去することは不可能ですので、ご了承ください。
- ・埋め戻しにより、トレンチ部分は上下の土が混ざります。重機等で転圧するなど、土木工事的目的（表面「確認調査承諾書」記載）に十分な程度の「仕上げ」は行いますが、土の状態等を調査開始前の状態まで復旧することは困難ですので、ご承知おきください。
- ・確認調査地に未申告の埋設物があった場合、破損等の際に鶴ヶ島市教育委員会は一切の責任を負いかねます。
- ・変更点やその他の留意事項等が発生した場合は、確認調査の前日 15 時までに確認調査依頼者（代理人）から鶴ヶ島市教育委員会へ申告して下さい。未申告により問題が発生した場合、鶴ヶ島市教育委員会は一切の責任を負わないことをご承知おきください。